様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024年12月11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ほくりくつうしんねっとわーくかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 北陸通信ネットワーク株式会社  （ふりがな） とくみつ よしなり  　　　　　　　　　　　　　（法人の場合）代表者の氏名 德光 吉成  住所　〒920-0024  石川県金沢市西念1丁目1番3号  　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号　　4220001006383  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「HTNet DX戦略」 | | 公表日 | 2024年11月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社公式ウェブサイトにて公表  「HTNet DX戦略」  https://www.htnet.co.jp/wp/wp-content/uploads/HTNet\_DX.pdf  トップメッセージ　P.2  経営ビジョンとDX推進の方向性　P.3 | | 記載内容抜粋 | 【トップメッセージ】  私たちを取り巻く社会・経済の状況は、生成AIをはじめとする次世代の新技術が絶え間なく登場し、これまで以上に事業環境が急速に変化していく中で、お客さまニーズへの迅速な対応が求められています。​  このような中、お客さまとの持続的な成長、社会発展への貢献を目指し、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。  【経営ビジョンとDX推進の方向性】   * DXを推進して、経営理念 “HTNet Way” を実現します。 * 経営理念「HTNet Way」   MISSION：柔軟な発想力と迅速な行動力で最適なICT環境を創造し、お客様と共に持続的な成長を実現することで、社会発展に貢献します。  VISION：お客様に最も近い存在となり、ネットワーク・セキュリティ・クラウド分野でお客様サポート力No.1企業になる。   * DX推進の方針と取組   Ⅰ生産性向上   1. ITツール活用による業務の効率化 2. 現場業務の高度化   Ⅱ新たな価値創造   1. 付加価値サービスの提供   Ⅲ環境整備   1. システム基盤の見直し 2. DX人財育成 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社の意思決定機関である取締役会の承認に基づき公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「HTNet DX戦略」 | | 公表日 | 2024年11月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社公式ウェブサイトにて公表  「HTNet DX戦略」  https://www.htnet.co.jp/wp/wp-content/uploads/HTNet\_DX.pdf  DX実現のための取組　P.4～8 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の5つの取組における一例としては、以下があり  ます。  【生成AI活用　P.4】   * 生成AIの活用として様々な業務における活用を目指し、生成AIの社内環境を全社的に導入し段階を踏んで業務への活用を行い、ビジネスモデルの変革・価値の創造につなげる。 * 活用例として設備稼働状況の自動監視、データ分析による故障予知   【局舎作業における活用　P.5】   * IoTセンサー活用によるデジタルデータの集約 設備故障の予知による障害の未然予防 * IoTセンサーや自動監視による機器ログのデータ収集からAIによる設備稼働状況のデータ分析にて故障予知対応に活用する。   【IT総合ポータルECサイト　P.6】   * お客さまの都合に沿ったタイムリーな手続きとして弊社営業担当と人を介してやり取りをしていた「見積・納期の確認」等の手続きをECサイトで実施。   + マーケティングへのデータ活用として購買履歴などのデジタルデータを分析し、お客さまニーズに沿った提案活動へつなげる。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 弊社の意思決定機関である取締役会の承認に基づき公表 |      1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社公式ウェブサイトにて公表  「HTNet DX戦略」  https://www.htnet.co.jp/wp/wp-content/uploads/HTNet\_DX.pdf  DX推進体制　　P.9 DX人財の育成　P.8 | | 記載内容抜粋 | 【DX推進体制】   * 社長を委員長とする「業務改革・効率化委員会」および全部門が参画する「WG（ワーキンググループ）」を軸に、全社大でDX推進に取り組みます。   【DX人財の育成】   * 階層別に人財を定義し、各人財にあった教育を充実させて育成していきます。   コア人財：部門を横断して常に全社視点で業務改革・効率化を行い、社内のDXを牽引する者  推進人財：部門単位でDXを推進する者  基礎人財：デジタル技術を活用し、各自の業務　　を率化するスキルを身に着けた者 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 弊社公式ウェブサイトにて公表  「HTNet DX戦略」  https://www.htnet.co.jp/wp/wp-content/uploads/HTNet\_DX.pdf  システム基盤の見直し　P.7 | | 記載内容抜粋 | 【システム基盤の見直し】   * “ITシステムに求められる要素”を踏まえ、DXを進めるシステム基盤の見直しを進めます。 * 当社システム基盤の見直し方針 　システムの統廃合 　システム間の連携強化 　クラウドの積極的活用 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「HTNet DX戦略」 | | 公表日 | 2024年11月6日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 弊社公式ウェブサイトにて公表  「HTNet DX戦略」  https://www.htnet.co.jp/wp/wp-content/uploads/HTNet\_DX.pdf  DX推進に関する評価指標　P.10 | | 記載内容抜粋 | 取り組み施策ごとにKPI（重要業績評価指標）を設定し、PDCAサイクルを回すことで目標達成に取り組みます。  【指標】  Ⅰ.生産性向上  ITツールの活用業務数  Ⅱ. 新たな価値創造  付加価値サービスの件数  Ⅲ.環境整備  構築・運用・保守の工数削減 DX人財数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年11月6日 | | 発信方法 | 弊社公式ウェブサイトにて公表  「HTNet DX戦略」  https://www.htnet.co.jp/wp/wp-content/uploads/HTNet\_DX.pdf  トップメッセージ　P.2 | | 発信内容 | 【トップメッセージ】  私たちを取り巻く社会・経済の状況は、生成AIをはじめとする新技術が絶え間なく登場し、これまで以上に事業環境が急速に変化していく中で、お客様ニーズへの迅速な対応が求められています。  お客さまとの持続的な成長、社会発展への貢献を目指し、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進します。  これまで提供してきた社会インフラとして重要な通信サービス、お客様のニーズに応じた多様なソリューションサービス、これらにデジタル技術を活用してビジネスモデルの変革を加速します。また、その変革に向けた社内体制の強化と人財育成にも積極的に取り組んでまいります。  「柔軟な発想力」「迅速な行動力」に加え、DXの推進を掛け合わせることで、私たちが提供する目には見えない“ヒカリ”サービスをお客さまが体感できる「価値あるカタチ」に変えて新しい未来を創造していきます。​​ |     (5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断 結果入力サイト（https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html）から入力。 |     (6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年4月頃　～　現在 | | 実施内容 | 【情報セキュリティ対策】   * + - 2007年4月にISO/IEC27001認証(認証番号：IS514687)を取得している。     - サイバーセキュリティ対策として、「品質及び情報セキュリティの方針」を策定している。その方針の下、セキュリティ対策の基本的事項を示した情報セキュリティ規程を筆頭に情報システム及び業務データの具体的な取り扱い、並びに情報セキュリティ委員会の運営等に関する事項を各種規程、要領及び手順等に定めて全社員に適用している。   【セキュリティ外部診断・監査】   * + - 弊社の情報セキュリティが有効に機能していることを確認するために内部監査要領を定め、当該要領に基づき内部監査委員会が毎年9月頃に全部門の監査を実施している。     - 毎年2月頃に認証審査機関であるBSIグループジャパン株式会社の外部審査を受審することで、情報セキュリティ対策の維持向上に向けた継続的改善にも積極的に取り組んでいる。   【セキュリティ上の問題の発生状況】   * 特に問題は発生していません。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）   1. (1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等） 2. (5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。